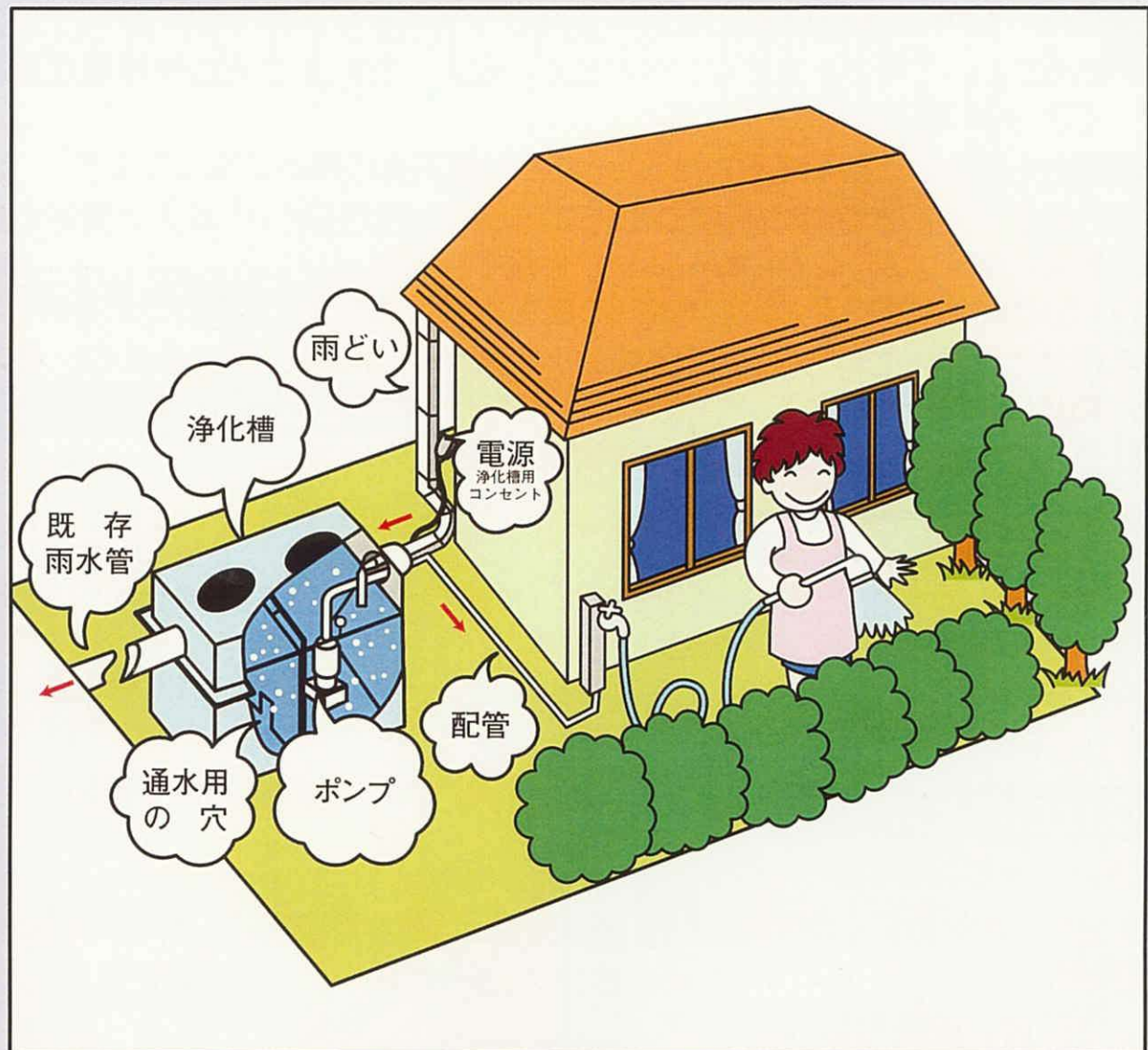


不要となる浄化槽に雨水を貯めて
再利用してみませんか？



浄化槽の雨水貯留施設転用工事費
助成制度のご案内

藤 沢 市

Q.どんな制度なの

A.宅地内の下水工事により不要となる浄化槽に雨水を貯め、有効利用を図る方に対し、その転用工事に必要な資金の一部を助成する制度です。

Q.助成金額は？

改造工事1件につき**4万円**です。

Q.制度の目的は？

A.浄化槽の転用工事をする事により、次のような効果が期待できます。

- 1.貯めておいた雨水を庭木などへの散水に使うことで、**上水道の使用量が軽減**でき、水資源の節約になります。
- 2.雨水を散水して地下浸透させることにより**地下水の保水**に役立ちます。
- 3.貯留量は一般家庭の浄化槽で約1500リットル(風呂6杯分)あり、地震等の**災害時の雑用水**(トイレ用水等)として活用できます。
(先の阪神大震災では飲料水よりも雑用水不足に悩まされたそうです。)
- 4.宅地内に雨水を貯めるので、降雨時の下水管や河川への負担を減らし、**浸水防止**に役立ちます。
- 5.浄化槽を廃棄しないので**ゴミの減量化**につながります。

Q.水質は怎なの？

A.工事の時に浄化槽の内部を清掃消毒しますので、飲用には適しませんが、散水・洗車等の雑用水としては十分な水質です。
なお完成検査後に、「雨水につき飲めません」と書いた札を蛇口に付けさせていただきます。

Q.助成の条件は？

A.次の条件が必要となります。

- 1.公共下水道処理区域内で浄化槽の機能を廃止し雨水貯留施設に転用すること。
- 2.雨水貯留施設を利用するためのポンプ(形式は問いませんが固定式のものを同時に設置すること。
- 3.助成を申請する人が、下水道使用料及び受益者負担金、市税等を滞納していないこと。

Q.助成の手続は？

A.排水設備の確認申請書と同時に「浄化槽雨水貯留施設転用工事費助成申請書」を提出していただきます。
申請手続は藤沢市排水設備指定工事店が行いますので、助成を受けようとする方は指定工事店にご相談ください。

[illegible]



手のひらであたためて

お問い合わせは

〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1

藤沢市役所 道路下水道部
下水道計画業務課 排水設備・開発担当

TEL 0466-25-1111 内線4512